

庄内町告示第187号

令和7年度庄内町低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

庄内町長 富 樫 透

令和7年度庄内町低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱の一部を改正する要綱

令和7年度庄内町低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱（令和7年庄内町告示第157号）の一部を次のように改正する。

第9条中「令和7年10月31日」を「町長が別に定める日」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。